

令和元年度

第 1 回 益城町まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会

益城町まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会委員名簿	・・・	1
益城町まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会設置要項	・・・	2
益城町審議会等の会議及び会議録の公開に関する実施基準	・・・	3
総合戦略策定方針	・・・・・・・・・・・・・・・・	7

益城町まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会

No.	区分		職名等	氏名	備考
1	1号委員	町議会	議長	稲田 忠則	
2		産業団体 (中小・零細企業)	益城町商工会 会長	住永 金司	
3		産業団体 (農業)	上益城農業協同組合 益城地区担当理事	洲上 久文	
4		産業団体 (医療・福祉)	社会医療法人ましき会 益城病院 理事長	犬飼 邦明	
5		産業団体 (公共交通)	九州産交バス株式会社 営業部長	宮田 健司	
6		産業団体 (情報関連、ICT技術)	株式会社 NTTデータ九州 社会基盤事業部 公共ビジネス統括部 営業担当部長	武原 剛士	
7		官公庁	熊本県 上益城地域振興局長	上野 晋也	
8		官公庁 (企業誘致、新たな産業づくり)	熊本県 新産業振興局長	三輪 孝之	
9		金融機関	株式会社 日本政策金融公庫 熊本支店長	倉田 光生	
10		金融機関	株式会社 肥後銀行 木山支店長	永石 清太郎	
11		教育機関	益城町校長会 会長	岩下 育男	
12	2号委員	学識経験者	熊本大学法学部教授	鈴木 桂樹	
13		学識経験者	熊本県立大学総合管理学部教授	澤田 道夫	
14		学識経験者	熊本学園大学経済学部教授	小葉 武史	
15	委3号員	公募委員	子育て世代	清水 由衣子	
16		公募委員	その他の世代	清水 晃	
17	4号委員	区長会	会長	橋場 紀仁	
18		町PTA連絡協議会	会長	堀川 俊夫	
19		子育て支援団体	NPO法人 子育て応援おおきな木 代表	木村 由美子	
20		著述家	株式会社 福永和子事務所 代表	福永 和子	

(設置)

第1条 まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）第10条第1項に規定する市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「総合戦略」という。）の策定及び推進にあたり、広く町民、民間事業者等の意見を反映させるため、益城町まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 審議会は、町長の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 総合戦略の策定、推進及び検証に関する事項
- (2) その他総合戦略に関し町長が必要と認める事項

(組織)

第3条 審議会は、次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱した委員20人以内をもって組織する。

- (1) 町議会、産業団体、官公庁、教育機関、金融機関及び報道機関から推薦のあった者
- (2) 学識経験者
- (3) 公募により選ばれた者
- (4) その他町長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、3年以内とする。ただし、再任は妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長等)

第5条 審議会に、会長及び副会長を置く。

2 会長は、委員の互選により定め、副会長は、会長が指名した者とする。

3 会長は、審議会の会務を総理し、会議を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審議会は、委員の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、必要な意見又は説明を聴くことができる。

(会議の公開等)

第7条 会議及び会議の会議録は、公開するものとする。ただし、会長が必要と認める場合は、非公開とすることができる。

2 前項により会議及び会議の会議録を公開するときは、益城町審議会等の会議及び会議録の公開に関する実施基準に基づき実施するものとする。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、企画財政課において処理する。

(委任)

第9条 この要項に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要項は、告示の日から施行する。

(招集の特例)

2 最初の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、町長が招集する。

益城町審議会等の会議及び会議録の公開に関する実施基準

1 目的

この実施基準は、「益城町審議会等の設置及び運営に関する指針」に基づき、審議会等の会議及び会議録を公開するために必要な事項を定め、公正で透明性の高い開かれた行政活動を推進することを目的とする。

2 審議会等の会議の公開

(1) 審議会等の会議（以下、「会議」という。）の公開基準

会議は、原則公開とする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、会議の全部又は一部を非公開とすることができる。

- ① 益城町情報公開条例（平成13年益城町条例第12号）第7条各号に定める不開示情報を含む場合
- ② 会議を公開することにより、公平かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる場合

(2) 会議の公開等の決定

会議の公開又は非公開の決定は、前記「(1) 審議会等の会議の公開基準」に基づき、当該審議会等が決定することとする。ただし、会議を非公開と決定した場合は、その理由を明らかにしなければならない。

(3) 会議の傍聴

会議の全部を非公開とすると決定した審議会等以外は、希望者に会議の傍聴を認めるものとする。会議の一部を非公開とすると決定した審議会等は、非公開の審議等を行う場合に限り、会議の傍聴を認めないあるいは傍聴する者（以下、「傍聴人」という。）に一時退席を求めることができる。

会議の傍聴に関する基準は、概ね次のとおりとする。

① 傍聴ができない者

次のいずれかに該当する者は、会議を傍聴することができない。

- ・ 人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのあるものを携帯している者
- ・ ビラ、プラカード、旗又は笛、ラッパ、太鼓その他の楽器の類を携帯している者

- ・酒気を帯びていると認められる者
- ・上記に掲げるもののほか、会議を妨害するおそれがあると認められる者

② 傍聴の遵守事項

会議の傍聴人に対して、次に掲げる事項を守り、審議会等の長の指示に従い静穏に傍聴するよう求めることができる。

- ・会議での言論に対して拍手その他の方法により公然と賛否を表現しないこと。
- ・私語、談笑その他会議の妨害となるような行為をしないこと。
- ・はり紙を行い、旗又は垂れ幕の類を掲げる等の示威行為をしないこと。
- ・飲食又は喫煙をしないこと。
- ・写真撮影、録画、録音等をしないこと。(ただし、審議会等の長の許可を受けた場合は除く。)
- ・上記に掲げるもののほか、会議の秩序を乱し、又は会議の運営に支障となる行為をしないこと。

③ 傍聴人の退場命令

審議会等の長は、傍聴人が前記「②傍聴の遵守事項」の規定に違反したときは、当該傍聴人に対して退場を命ずることができる。

④ 傍聴手続

- ・傍聴希望者が傍聴定員を超えたときは、先着順又は抽選によることができる。
- ・傍聴人に対しては、傍聴席及び会議資料を用意する。ただし、当該資料の中に不開示情報が記載されている場合は、資料の全部又は一部を配布しないことができる。
- ・傍聴人は、受付名簿により記載することとする。

3 審議会等の会議録の公開

(1) 審議会等の会議録（以下、「会議録」という。）の作成

審議会等の事務局（所管課）は、会議終了後、すみやかに会議録を作成しなければならない。

(2) 会議録の公開基準

会議録は、原則公開とする。なお、当該審議会等の公正かつ円滑な運営に支障をきたさないよう、あらかじめ公開する会議録の全部若しくは一部（発言した委員名の削除等）、又は要旨のいずれにするのか、その他関係資料の公開・非公開等についても決定する。

(3) 会議録の公開方法

会議録は、会議終了後概ね1か月以内に、町ホームページ等により公開するものとする。

4 答申結果の公開

町長から諮問された審議会等で、その審議が終了し答申が行われた場合は、その内容を速やかに町広報紙若しくは町ホームページにより、公開するものとする。

5 適用

この実施基準は、平成26年11月11日から適用する。

（公文書の開示義務）

第7条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。

（2） 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条に規定する地方公務員をいう。以下同じ。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分

（5） 町の機関並びに国及び他の地方公共団体の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に町民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

「第 2 期益城町まち・ひと・しごと創生総合戦略」基本方針

1. 「まち・ひと・しごと創生総合戦略」とは

2015 年（平成 27 年）に、内閣官房から提唱された「まち・ひと・しごと創生」では、2008 年（平成 20 年）から始まった日本全体の人口減少を食い止めつつ、地方創生も同時に押し進めることで、将来にわたって活力ある日本社会を維持することを目指すことが目標として掲げられ、その実現に向けて、「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」と「まち・ひと・しごと創生総合戦略」が策定されました。

この「まち・ひと・しごと創生総合戦略」においては、「人口減少と地域経済縮小の克服」と「まち・ひと・しごとの創生と好循環の確立」が基本的な考え方として掲げられ、その実現に向けた施策の方向性として、「地方における安定した雇用を創出する」「地方への新しいひとの流れをつくる」「若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる」「時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する」という 4 つの基本目標が掲げられています。

これらの基本目標の実現に向けて、それぞれの自治体で施策を展開していくこととなりますが、当然、地域によって課題も異なれば、それに向けた処方箋（実施すべき施策）も異なります。よって、国全体で掲げられた「長期ビジョン」や「総合戦略」に基づきながらも、それぞれの自治体で、それぞれの課題と将来ビジョン（人口ビジョン）を整理したうえで、各自治体独自の「まち・ひと・しごと総合戦略（地方版総合戦略）」を策定しています。

2. 益城町における「まち・ひと・しごと創生総合戦略」への取組

益城町では、2015 年（平成 27 年）12 月に「益城町人口ビジョン」と「益城町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定しました。しかし、2016 年（平成 28 年）の平成 28 年熊本地震の発生により、町の状況は一変し、「益城町まち・ひと・しごと創生総合戦略」で掲げた町の課題や目標、施策の方向性が、実際の状況にそぐわないものとなってしまいました。

よって、2018 年度（平成 30 年度）に、実際の人口の状況や益城町復興計画の目指すべき将来像を見据えながら、「益城町人口ビジョン」の改訂を行った上で、そのビジョンの実現に向け、「震災による離町の抑制、離町者の早期帰還の実現」「交流人口・関係人口の増加」「町の活気・賑わいの創出」の 3 つの方向性を特に重視した「益城町まち・ひと・しごと創生総合戦略」の改訂を行いました。

この改訂において、益城町としては、「被災された方の生活再建を最優先としながら、さらに、これから益城町で生活していく方が安全で健康的に暮らせるまちづくりを進め、住民や民間団体等と協働し、地域の特性を活かしたまちのにぎわいづくりに取り組むことで、交流人口・関係人口の拡大、雇用の増大を図り、将来的に定住人口を増加させることで、持続可能な社会の実現を目指す」という、まち・ひと・しごとの連携の新しい姿を描いています。

3. 「第 2 期益城町まち・ひと・しごと創生総合戦略」策定の目的

(1) 益城町の現状と課題

平成 28 年熊本地震の影響により、町内の住家の約 98%が被害を受けました。また、人口も震災前と比べておよそ 1,600 人減少しています（H27 年度末 34,545 人、平成 30 年度末 32,897 人）。

益城町では、2016 年（平成 28 年）12 月に震災からの復旧・復興の指針となる「益城町復興計画」を策定し、「住民生活の再建と安定」「災害に強いまちづくりの推進」「産業・経済の再生」を基本理念としながら、復旧・復興に向けて各施策を推進してきました。また、2018 年（平成 30 年）12 月には、町の人口の将来展望を示す「益城町人口ビジョン」を震災の影響を踏まえて見直すとともに、町復興計画を継承する形で「第 6 次益城町総合計画」を策定し、「住みたいまち、住み続けたいまち、次世代に継承したいまち」を町の将来像に掲げ、その実現に向けて各施策を推進しています。

しかし、被災者の住まいの確保に向けての支援を継続しているものの、様々な理由により住まい再建の目途が立っていない方がおられ、町では、2,684 人（2019 年 6 月末現在）の方々が仮設住宅に入居するなど、未だに、多くの方々が自宅以外での生活を余儀なくされており、今後も継続的に支援をしていく必要があります。また、震災に伴う住民の移動により、地域コミュニティの希薄化や、それに伴うにぎわいの衰退も懸念されています。

一方で、市街地部における被災市街地復興土地区画整理事業や都市計画道路益城中央線の整備といった熊本地震からの復興に向けた事業が進められており、新たに整備されるインフラのストック効果によるにぎわいの創出が期待されています。また、特に集落部においては、地域住民等が主体となったフットパスの実施や、地域に古くから伝わる祭事の復活、新たな催し事の開催などにより、交流人口の拡大が見られるようになっていきます。

（２）「第２期益城町まち・ひと・しごと創生総合戦略」策定の目的

益城町にとって、非常に厳しい状況にあることは依然変わりませんが、その中でも、上記のようなハード・ソフト両面の取組を、現在の「益城町まち・ひと・しごと創生総合戦略」で掲げている、「震災による離町の抑制、離町者の早期帰還の実現」「交流人口・関係人口の増加」「町の活気・賑わいの創出」にさらに効果的につなげられるよう、これまで以上に町全体が一体となり、そして新たな手法も取り入れながら、地方創生に向けた取り組みを進めていかなければなりません。

このような状況の中、令和元年（2019年）6月に、国から、「まち・ひと・しごと創生基本方針2019」が発表され、第２期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」策定に向けての基本的な考え方が示されました。この中では、第１期での地方創生をより一層充実・強化させていくために、従来の枠組みを維持しつつ、さらに、最近の社会情勢や技術の進歩等を取り込みながら、「地方へのひと・資金の流れを強化する」、「新しい時代の流れを力にする」、「人材を育て活かす」、「民間と協働する」、「誰もが活躍できる地域社会をつくる」、「地域経営の視点で取り組む」という６つの新たな視点に重点を置いて施策を推進することが示されました。

益城町では、現在、町が抱える課題の解決と、「震災による離町の抑制、離町者の早期帰還の実現」「交流人口・関係人口の増加」「町の活気・賑わいの創出」の実現に向けて、今回、国から新たに示された６つの「新しい視点」を上手に取り込んだ、より効果的・効率的な戦略を構築するために、この度、「第２期益城町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定することとします。

４．「第２期益城町まち・ひと・しごと創生総合戦略」策定の基本的な考え方

今回、益城町において「第２期益城町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定するにあたっては、下記を基本的な考え方として進めたいと考えています。

- **第１期総合戦略からの継続を重視しつつ、「新たな視点」を取り込む等の必要な強化を行います**
 - 「益城町まち・ひと・しごと創生総合戦略」については、2018年度（平成30年度）に、平成28年熊本地震の影響を考慮した大幅な見直しを行っています。その見直しから時間も経過しておらず、解決すべき課題も継続している状況ですので、抜本的な内容の見直しは行わないこととします。
 - 一方で、先述の通り、「まち・ひと・しごと創生基本方針2019」では、「地方へのひと・資金の流れを強化する」、「新しい時代の流れを力にする」、「人材を育て活かす」、「民間と協働する」、「誰もが活躍できる地域社会をつくる」、「地域経営の視点で取り組む」と

いう 6 つの新たな視点が示されています。

- こういった新たな視点を通じて、これまで解決が難しいとされていた課題についても、解決の可能性を見出せるのではないかと考えています。よって、今回、「第 2 期益城町まち・ひと・しごと創生総合戦略」の策定にあたっては、国から示された 6 つの新しい視点を積極的に取り込むことを前提として考えていきます。
- 特に、「民間と協働する」という視点については、2018 年（平成 30 年）12 月に策定した「第 6 次益城町総合計画」において「まちづくりの基本理念」として掲げている内容ですので、引き続き、確実に取り組んでいきます。
- 一方、^{ソサイエティ}Society5.0¹の実現に向けた技術の活用や、^{エスディーゼーズ}SDGs²の観点の積極的な取り組みなど、「新しい時代の流れを力にする」という視点については、町の課題を解決するにあたってのブレイクスルー（障壁を突破する大きな要素）となり得る可能性があると考えますので、その中身をしっかりと理解しながら、積極的に取り込んでいきたいと考えています。

● 既に活動されている個人・団体の想いを取り込んで策定します

- 益城町では、既に多くの個人・団体の方が、「益城町まち・ひと・しごと創生総合戦略」の内容に沿って活動をされています。益城町のまちづくりの基本理念にも掲げている「協働のまちづくり」の精神に基づき、既に活動されている個人・団体の方の活動内容や意見、想いや期待をお伺いしながら、「第 2 期益城町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定していきます。

¹ ^{ソサイエティ}Society5.0 : IoT（Internet of Things）、ロボット、人工知能（AI）、ビッグデータといった新たな技術をあらゆる産業や社会生活に取り入れることで、経済発展と社会的課題の解決を両立していく新たな社会の姿。

² ^{エスディーゼーズ}SDGs : 「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」の略。国際連合が 2015 年に掲げた、持続可能な開発の実現に向けた具体的行動指針。

5. 「第2期益城町まち・ひと・しごと創生総合戦略」の計画期間

「第2期益城町まち・ひと・しごと創生総合戦略」の計画期間は、「まち・ひと・しごと創生基本方針2019」の内容に基づき、2020年（令和2年）から、2024年（令和6年）までの5年間とします。

但し、町や町を取り巻く環境の変化や、関連する町の計画（益城町総合計画等）の見直しの状況に応じて、計画の見直しについては、常に柔軟に判断しながら行っていくものとします。

6. 「第2期益城町まち・ひと・しごと創生総合戦略」の策定・推進・検証体制

「第2期益城町まち・ひと・しごと創生総合戦略」の策定・推進・検証については、庁内組織である「益城町まち・ひと・しごと創生総合戦略推進本部」と、産・官・学・金・労・言及び住民等から構成される外部組織である「益城町まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会」で行っていくものとします。

なお、「益城町まち・ひと・しごと創生総合戦略推進本部」と「益城町まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会」は、密に連携を取りながら、一体となって、総合戦略の策定・推進・検証に取り組んでいくこととしますが、それぞれ、主に、下記のような内容を担当するものとします。

● 益城町まち・ひと・しごと創生総合戦略推進本部

- 総合戦略の策定
- 総合戦略の施策の実施及び進行管理

● 益城町まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会

- 総合戦略に対する意見・提案
- 目標や施策立案への意見・提案
- 総合戦略の進捗の検証